

● 歩行者の方へ



横断歩道が近くにある道路を横断するときは、横断歩道を渡らなければなりません。少し遠回りでも安全が大事です。



「渡るアピール」と「安全確認」をしましょう。
手を上げるほか、手で合図したり、車の運転者と目を合わせるなど、お互いのコミュニケーションが大切です。

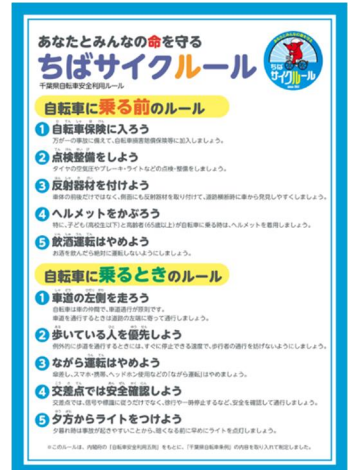
横断中も周囲の安全を確認しましょう。
歩行者は斜めに道路を横断してはいけません。また、道路標識によって横断が禁止されている道路は横断してはいけません。
歩きスマホも危ないのでやめましょう！



● 自動車運転者の方へ



● 自転車利用者の方へ



注1：令和7年6月1月施行の刑法一部改正に伴い、罰則規定の「懲役」、「禁錮」が「拘禁刑」に変更されました。
注2：令和8年4月1日以降も、自転車の酒酔い運転や酒気帯び運転は、より悪質な交通違反として交通切符（赤切符）での取締り対象のため、交通反則通告制度（青切符）の対象外です。

令和7年 秋の全国交通安全運動千葉県実施要綱

運動名

令和7年 秋の全国交通安全運動



期間

9月21日（日）から9月30日（火）までの10日間
交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（火）

目的

日没時間が早まる秋口は、夕暮れ時・夜間における交通事故の増加が懸念されます。

運動期間中に、交通安全教育や広報啓発活動を集中的に展開することにより、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践し、交通事故の防止を図ることを目的に実施します。

スローガン

見えないを 見えるに変える 反射材



運動重点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】

運 動 重 点

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

【 推進事項 】

(1) 歩行者の交通ルール理解・遵守の徹底

- 歩行者側にも走行車両の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や夜間の路上寝込み等、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進
- 横断歩道を渡る、信号を守ること等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、運転者に対し横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- 歩行中幼児・児童の飛び出しによる交通事故が多いことや、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(2) 歩行者の交通事故防止対策

- 「キラリアップ☆ちば」による反射材用品や明るい色の衣服等の着用促進
- こどもが日常的に集団で移動する通学路等における見守り活動と生活道路の交通安全対策の推進



3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

【 推進事項 】

(1) 自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底と新たなルールの周知

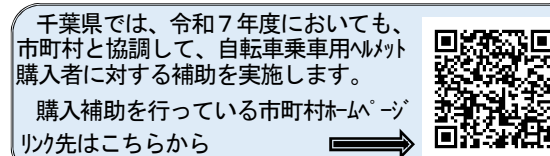
- 飲酒運転、信号無視、一時不停止、二人乗り、夜間の無灯火走行の禁止など、基本的な交通ルールを理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- 改正道路交通法「酒気帯び運転」「ながらスマホ」の広報啓発の推進
- 令和8年4月1日施行される16歳以上の交通違反に対する交通反則通告制度の周知
- 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した広報啓発の推進

(2) 自転車利用時の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

- 全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用
- 乗車用ヘルメット着用の必要性・効果に関する理解を深めさせる交通安全教育の推進
- 「ちばサイクルール」の周知

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメット着用促進

- 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した交通ルール理解・遵守の徹底（16歳未満の者の運転の禁止、飲酒運転の禁止、標識の取付、自賠責保険への加入、ヘルメット着用促進等）



2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

【 推進事項 】

(1) ながらスマホの根絶

- 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発・交通安全教育

(2) 飲酒運転の根絶

- 「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」と「千葉県飲酒運転根絶計画」で定められた目標の達成に向けた取組の推進
- 事業者・飲食店に対する飲酒運転根絶宣言の積極的な働き掛け

- 飲酒運転や周辺者三罪の取締りによる悪質運転者の排除

(3) 妨害運転等の防止対策

- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(4) 夕暮れ時以降の交通事故防止対策

- 「3（サン）・ライト運動」の推進（早めのライト点灯と小まめな切り替え、反射材活用、右からの横断に注意）

(5) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- 「ゼブラ・ストップ」の徹底（前方確認、ブレーキ操作、3・ライトの徹底、確実なストップ）

(6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート使用義務の周知及びその必要性・効果を理解させる取組の推進
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

(7) 高齢運転者の交通事故防止対策

- 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の推進
- 「はればれ運転」の周知と安全運転サポート車の普及啓発の推進

(8) 二輪車の運転者に対する広報啓発

- 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及び乗車用ヘルメットの正しい着用とプロテクター着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルールが適用されること等の広報啓発の推進

